（別添）

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定の取り消しに係る処分基準

第１　特定認定（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第１項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）が行う認定事業（認定事業者が行う当該特定認定を受けた事業）が次の第１項の政令で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業を当該要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることがある。

１　認定事業者が行う認定事業が次の（１）～（３）のいずれかに該当しなくなった又は（４）、（５）のいずれかが履行されていないと認められるとき。

（１）施設（法第13条第１項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設であって賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるものをいう。以下同じ。）を使用させる期間が３日間以上であること。

（２）施設の各居室は、次のいずれにも該当するものであること。

ア　一居室の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第３号に規定する床面積（壁芯により測定したもの）をいう。）は、25平方メートル以上であること。ただし、滞在者の数を８人未満とする施設にあっては、居室の滞在者１人当たりの床面積（押入れ、床の間は含まない。内寸により測定したもの）が3.3平方メートル以上であること。

イ　出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

ウ　出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。

エ　適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有しており、暖房及び冷房の設備は、エアコン、ストーブなど室温を調整できる機器であること。

オ　台所、浴室、便所及び洗面設備を有しており、台所は、流水設備を備えた流し台及び調理用の台があること。浴室は、浴槽又はシャワーを有すること。台所及び洗面設備は別に設け、水道水その他飲用に適する水を供給することができる流水設備を設けること。

カ　寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有しており、調理器具は、コンロ等、調理及び加温できるものであること。清掃器具として、掃除機、雑巾、ごみ箱を有していること。

（３）施設の使用の開始時に次に掲げる要件を満たす清潔な居室を提供していること。

ア　寝具は清潔なシーツに取り換えられていること。

イ　ごみがないこと。

ウ　ねずみ族、昆虫等の発生がないこと。

エ　居室内（寝室、台所、浴室、便所及び洗面設備等）の清掃がなされていること。

（４）次に掲げる要件のとおり、施設その他の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「省令」という。）で定める場所に滞在者名簿を備え、これに滞在者の氏名、住所、連絡先その他の省令で定める事項を記載していること。

ア　滞在者名簿は、省令第10条の２第１項で定める第６号様式によるものとし、その作成の日から３年間保存していること。

イ　滞在者名簿の保管場所は省令第10条の２第２項で定める場所とする。

ウ　省令第12条第９号に規定する確認方法は、滞在者に旅券の呈示を求め、複写し、保管する方法とする。（当該旅券の複写が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される方法を含む。）

（５）施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ等について、24時間適切かつ迅速に処理が行われていること。

２　次の（１）～（８）のいずれかが履行されていないこと又は（９）若しくは（10）に該当することとなったことにより、認定事業者が行う認定事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至ったと認められる場合など、施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務の提供をすることに該当しなくなったと認められる場合

（１）認定事業者が対応できる言語を事業者のホームページに掲載していること。

（２）滞在に必要な役務の提供について、口頭、文書の交付、映像（例えばテレビ電話等による方法）等により滞在者本人に直接説明すること。

（３）居室内に施設の使用方法に関する案内(利用案内書等)を備え付けること。また、施設内の非常口、駐車場、廃棄物集積所、フロントなどに、これらの名称、必要に応じて使用に当たっての注意事項などの表示を行うこと。

（４）台所及び洗面所において１（２）オの流水設備とは別に、水道水以外の水を用水として使用する場合にあって、当該水道水以外の水が水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する基準に適合しない場合は、飲用不可の表示がされていること。

（５）廃棄物の処理体制を次のとおり適切に行うこと。

ア　施設が所在する市町村が定める廃棄物処理に関する条例、規則等に基づき適切に処理すること。

イ　廃棄物集積所を確保し、廃棄物集積所を周知するための立札、看板等により表示すること。

（６）滞在者の病気、事故、事件、火災等の緊急事態に備え、滞在者が認定事業者と常に連絡できること。

（７）滞在者に対し、ア～エに掲げる施設使用の際の注意事項を、使用開始時に、２（２）に掲げる方法で説明するとともに、２（３）の居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内(利用案内書等)に当該注意事項を記載すること。

ア　施設に備え付けられた設備の使用方法

イ　廃棄物集積所の場所、廃棄物集積所に排出することができる日時など、廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと

エ　火災等の緊急事態が発生した場合の通報先（消防署、警察署、医療機関及び認定事業者等の電話番号）及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法等を含む。）

（８）テロ、違法薬物の使用及び売春等の施設における違法行為並びに感染症の蔓延を防止することで、施設の滞在者の平穏な滞在環境を確保するために、次のア～ウの措置を講じていること。

ア　滞在者が施設の使用を開始する時及び終了する時にあたっては、対面又は滞在者が実際に施設に所在することが映像等により確実に確認できる方法により、滞在者名簿に記載されている者と実際に使用する者が同一人であることを確認していること。

イ　滞在期間（７日以上の場合に限る。）の中間時点で少なくとも１回は、滞在者本人が適切に施設を使用しているかどうかについて状況の確認を行っていること。

ウ　挙動に不審な点がみられる場合や違法薬物の使用や売春などの法令に違反する行為が疑われる場合には、速やかに最寄りの警察署に通報するための体制を整えていること。

（９）認定事業者が認定事業の用に供している居室の賃借人又は転借人の場合にあっては、当該居室の所有者若しくは当該居室に係る賃貸人のいずれかの者から当該居室を認定事業の用に供することについて承諾を得られなくなった場合又は当該居室に係る賃貸借契約（複数ある場合は、そのいずれかの契約）が解除された場合

（10）消防法令に適合しなくなった場合

第２　次のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消し、又は１年以内の期間を定めて認定事業者に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

１　法第９条第１項の規定による認定区域計画の変更（法第８条第２項第２号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。）の認定があったとき。

２　法第11条第１項の規定により認定区域計画（法第８条第２項第２号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。）の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。

３　認定事業者が行う認定事業が次の（１）～（３）のいずれかに該当しなくなった又は（４）～（５）のいずれかが履行されていないと認められるとき。

（１）施設（法第13条第１項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設であって賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるものをいう。以下同じ。）を使用させる期間が３日間以上であること。

（２）施設の各居室は、次のいずれにも該当するものであること。

ア　一居室の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第３号に規定する床面積（壁芯により測定したもの）をいう。）は、25平方メートル以上であること。ただし、滞在者の数を８人未満とする施設にあっては、居室の滞在者１人当たりの床面積（押入れ、床の間は含まない。内寸により測定したもの）が3.3平方メートル以上であること。

イ　出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

ウ　出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。

エ　適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有しており、暖房及び冷房の設備は、エアコン、ストーブなど室温を調整できる機器であること。

オ　台所、浴室、便所及び洗面設備を有しており、台所に、流水設備を備えた流し台及び調理用の台があること。浴室に、浴槽又はシャワーを有すること。台所及び洗面設備は、別に設け、水道水その他飲用に適する水を供給することができる流水設備を設けること。

カ　寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有しており、調理器具は、コンロ等、調理及び加温できるものであること。清掃器具として、掃除機、雑巾、ごみ箱を有していること。

（３）施設の使用の開始時に次に掲げる要件を満たす清潔な居室を提供していること。

　　ア　寝具は清潔なシーツに取り換えられていること。

イ　ごみがないこと。

ウ　ねずみ族、昆虫等の発生がないこと。

エ　居室内（寝室、台所、浴室、便所及び洗面設備等）の清掃がなされていること。

（４）次に掲げる要件のとおり、施設その他の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「省令」という。）で定める場所に滞在者名簿を備え、これに滞在者の氏名、住所、連絡先その他の省令で定める事項を記載していること。

ア　滞在者名簿は、省令第10条の２第１項で定める第６号様式によるものとし、その作成の日から３年間保存していること。

イ　滞在者名簿の保管場所は省令第10条の２第２項で定める場所とする。

ウ　省令第12条第９号に規定する確認方法は、滞在者に旅券の呈示を求め、複写し、保管する方法とする。（当該旅券の複写が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される方法を含む。）

（５）施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ等について、24時間適切かつ迅速に処理が行われていること。

４　次の（１）～（８）のいずれかが履行されていないこと又は（９）若しくは（10）に該当することとなったことにより、認定事業者が行う認定事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至ったと認められる場合など、施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務の提供をすることに該当しなくなったと認められる場合

（１）認定事業者が対応できる言語を事業者のホームページに掲載していること。

（２）滞在に必要な役務の提供について、口頭、文書の交付、映像（例えばテレビ電話等による方法）等により滞在者本人に直接説明すること。

（３）居室内に施設の使用方法に関する案内(利用案内書等)を備え付けること。

また、施設内の非常口、駐車場、廃棄物集積所、フロントなどに、これらの名称、必要に応じて使用に当たっての注意事項などの表示を行うこと。

（４）台所及び洗面所において３（２）オの流水設備とは別に、水道水以外の水を用水として使用する場合にあって、当該水道水以外の水が水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する基準に適合しない場合は、飲用不可の表示がされていること。

（５）廃棄物の処理体制を次のとおり適切に行うこと。

ア　施設が所在する市町村が定める廃棄物処理に関する条例、規則等に基づき適切に処理すること。

イ　廃棄物集積所を確保し、廃棄物集積所を周知するための立札、看板等により表示すること。

（６）滞在者の病気、事故、事件、火災等の緊急事態に備え、滞在者が認定事業者と常に連絡できること。

（７）滞在者に対し、ア～エに掲げる施設使用の際の注意事項を、使用開始時に、４（２）に掲げる方法で説明するとともに、４（３）の居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内(利用案内書等)に当該注意事項を記載すること。

ア　施設に備え付けられた設備の使用方法

イ　廃棄物集積所の場所、廃棄物集積所に排出することができる日時など、廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと

エ　火災等の緊急事態が発生した場合の通報先（消防署、警察署、医療機関及び認定事業者等の電話番号）及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

（８）テロ、違法薬物の使用及び売春等の施設における違法行為並びに感染症の蔓延を防止することで、施設の滞在者の平穏な滞在環境を確保するために、次のア～ウの措置を講じていること。

ア　滞在者が施設の使用を開始する時及び終了する時にあたっては、対面又は滞在者が実際に施設に所在することが映像等により確実に確認できる方法により、滞在者名簿に記載されている者と実際に使用する者が同一人であることを確認していること。

イ　滞在期間（７日以上の場合に限る。）の中間時点で少なくとも１回は、滞在者本人が適切に施設を使用しているかどうかについて状況の確認を行っていること。

ウ　挙動に不審な点がみられる場合や違法薬物の使用や売春などの法令に違反する行為が疑われる場合には、速やかに最寄りの警察署に通報するための体制を整えていること。

（９）認定事業者が認定事業の用に供している居室の賃借人又は転借人の場合にあっては、当該居室の所有者若しくは当該居室に係る賃貸人のいずれかの者から当該居室を認定事業の用に供することについて承諾を得られなくなった場合又は当該居室に係る賃貸借契約（複数ある場合は、そのいずれかの契約）が解除された場合

（10）消防法令に適合しなくなった場合

５ 　認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。

６ 　認定事業者が法第13条第６項又は第８項の規定に違反したとき。

７ 　認定事業者が法第13条第９項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

８　認定事業者が法第13条第12項又は第13項の規定による命令に違反したとき。